

職業訓練制度のご案内

職業訓練（ハロートレーニング）制度とは

…希望する仕事に就くために必要なスキル・知識を習得するための公的制度です。

皆さんの経験・希望条件・求職活動実績等をもとに、就職のために必要と判断され、公共職業安定所より受講指示・支援指示・受講推薦を受けた場合に受講することができます。

公共職業訓練

対象者 : 主に雇用保険受給手続き中の方
(雇用保険を受給していない方も受講可能)
訓練期間 : 2か月～2年間
受講料 : 無料。ただし、テキスト代や作業着代、資格取得の検定費用などは実費負担

求職者支援訓練

対象者 : 主に雇用保険を受給していない方
(雇用保険受給手続き中の方も受講可能)
訓練期間 : 2か月～6か月間
受講料 : 無料。ただし、テキスト代や作業着代、資格取得の検定費用などは実費負担

職業訓練受講の流れ

- ①職業訓練制度概要の説明・訓練の必要性についての確認
- ②受講する職業訓練の決定・受講申込用紙交付・給付制度利用の確認
- ③ハローワークへと受講申込用紙の提出
※求職者支援訓練はハローワークへ提出後、訓練施設にも提出が必要。
- ④訓練施設による選考（書類選考・面接等）、合格発表
- ⑤訓練前説明（訓練開始前の指定された日にちに来所）
- ⑥訓練受講開始
- ⑦職業相談（公共職業訓練は安定所から指示があった日に来所、求職者支援訓練は原則月に1度の指定来所日に来所。※訓練修了後3か月まで）
- ⑧就職



●受講指示とは？

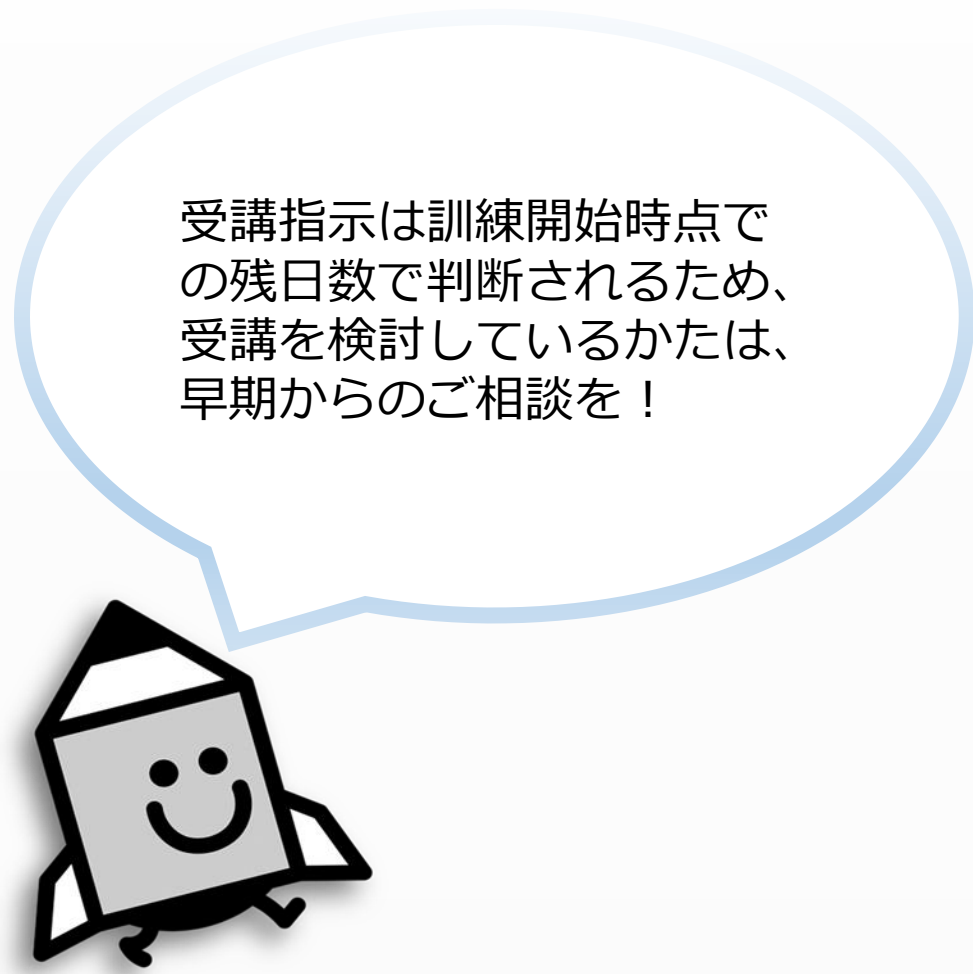
【対象者】

訓練開始前日の時点で、雇用保険失業給付の支給残日数を一定数以上残している方。

【受講指示に必要な残日数】

▶下記の表のとおり。

所定給付日数	受講開始日残日数	
	給付制限あり	給付制限なし
90日	31日以上	1日以上
120日	41日以上	1日以上
150日	51日以上	31日以上
180日	61日以上	61日以上
210日	71日以上	71日以上
240日	91日以上	91日以上
270日	121日以上	121日以上
330日	181日以上	181日以上



受講指示は訓練開始時点での残日数で判断されるため、受講を検討しているかたは、早期からのご相談を！

【受講指示を受けることで雇用保険失業給付金に与える影響】

- (1) 給付制限期間中に訓練を開始する場合、給付制限期間が訓練の前日までに短縮されます。
- (2) 訓練期間中に失業給付の所定給付日数がなくなった場合、訓練修了日（退校日）まで延長されます。
 (例) 5月1日～支給開始、所定給付日数90日。6月1日～8月31日までの職業訓練を受講指示にて受講した場合

所定給付日数分	訓練延長給付分
5月1日～ 支給開始	7月29日 7月30日～ 8月31日 支給終了

⇒所定給付日数は7月29日でなくなりますが、その後 **訓練延長給付** の影響で訓練修了日の8月31日まで給付が延長されます。

- (3) 訓練期間中に支払われる手当の種類が増えます。
 - ①基本手当
…失業給付1日分の手当。
 - ②受講手当
…訓練受講日に支払われる手当。1日500円、上限日数は40日分。
 - ③通所手当
…通所の距離・方法に応じて、支給される手当。上限金額は月42,500円。
 - ④寄宿手当
…受講希望者により、生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合に、別居していた期間について支給される手当。月額10,700円。

●受講推薦とは？

公共職業訓練を受講し、「受講指示」及び「受講給付金」の要件を満たさない方。
受講料は無料となりますが、給付金の支給はありません。

●支援指示とは？

求職者支援訓練を受講し、「受講指示」の要件を満たさなかった方。または、公共職業訓練を受講し、「受講給付金」の要件を満たす方。

受講給付金の要件を満たした場合には、月10万円等の給付金を受給することができます。

●職業訓練受講給付金とは？

【概要】

安定所長が指示した公共職業訓練又は求職者支援訓練を受講し、一定の要件を満たした場合に払われる給付金。

【給付額】

- ・職業訓練受講手当…月額100,000円
- ・通所手当…通所の距離・方法に応じて、支給される手当。
上限金額は月42,500円
- ・寄宿手当…現住所から通学することが困難なため、同居の配偶者、子及び父母と別居して寄宿する場合に、当該同居の配偶者等と別居していた期間について支給する。
月額10,700円

【職業訓練受講給付金支給要件】

- ①本人の収入が月8万円以下
- ②世帯全体の収入が月30万円以下
- ③世帯全体の金融資産が300万円以下
- ④現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑤訓練実施日すべてに出席をする
- ⑥世帯の中で同時に給付金を受けているものがない
- ⑦過去3年以内に、偽りその他不正の交付により、特定の給付金の支給を受けていない
- ⑧過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない

【受給するうえでの注意点】

- ・訓練を遅刻・欠席（やむを得ない理由を除く）したり、就職支援を拒否した場合には給付金は支給されません。こういった行為が繰り返した場合には、訓練期間の初日に遡り給付金の返還をいただく場合があります。
- ・やむを得ない理由等の遅刻・欠席であっても、8割以上の出席がない場合には、給付金は支給されません。

●職業訓練の注意点

【職業訓練の開催中止について】

職業訓練は募集がされれば必ず開催されるというわけではありません。募集定員に対し、応募者が少ない場合には開催されない可能性もあります。

【職業訓練の連続受講について】

職業訓練は原則、前回の訓練を修了（退校）してから1年間以内に受けることができません。しかし、以下の場合には連続受講することができます。

①求職者支援訓練（基礎コース）→公共職業訓練

②求職者支援訓練（基礎コース）→求職者支援訓練（実践コース）

※連続受講は、ハローワークでの職業相談の過程で再就職のために連続受講の必要性が確認できた場合のみ認められます。


●訓練コースの検索について

訓練講座の募集状況については、ハローワークでの窓口のほか、青森労働局ホームページやハローワークインターネットサービスにて閲覧することができます。

▶青森労働局訓練情報掲載ページ



▶ハローワークインターネットサービス



小さいお子さんがいる場合など、通学が難しいと感じている方は、**託児サービス**を利用できる訓練や在宅での授業がメインとなる**eラーニングコース**などもありますので、気軽にご相談を。

職業訓練制度は「**やりたい仕事はあるが経験やスキルがない**」「**入社後すぐに役に立つ専門的・実践的なスキルを身につけたい**」などという方には訓練の受講は非常に効果的です。

また、訓練受講中はハローワークはもちろん、訓練施設でも就職相談を受けることができ、希望する職種へと就職できるようサポートをしていきます。

職業訓練制度について、わからないことや相談したいことがあれば気軽に窓口をご利用ください。

お問い合わせ先
ハローワーク三沢
職業訓練担当
TEL 0176-53-4178